

横浜市道路占用規則（昭和 32 年 3 月 30 日 規則第 17 号）抜粋

（道路の掘削工事の規制）

第 8 条 道路の掘削工事は、道路の舗装形状に応じて、舗装後 5 年の範囲内で市長が定めた期間行うことはできない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 水管、下水道管、ガス管等の引込管を敷設するために掘削する場合
- (2) 災害の防止及び事故の復旧のために緊急に掘削する必要がある場合
- (3) その他特にやむを得ない事由があるとして市長が許可した場合